



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年7月5日(水)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	廃棄物対策係	福田 剛	直通 058-272-8322 FAX 058-278-3524

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、令和5年7月3日に下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

- (1) 住所 福岡県大川市大字北古賀15番地1
- (2) 氏名 株式会社R 代表取締役 平田 明美

[許可内容]

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 令和元年12月26日（新規）
- ・許可番号 02100197890
- ・積替え又は保管の有無 無し
- ・産業廃棄物の種類 燃え殻、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 9種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和5年7月3日

4 取消しの理由

被処分者は、令和5年6月2日付けで福岡県知事から法第14条の3の2第1項第5号の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取り消された。

これにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホの欠格要件に該当するに至った。

本事実は、法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消事由に該当する。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると認めると
なければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条
の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第
十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項
の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可
を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二
第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより
許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法

（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当
該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、
相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執
行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの
と認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニ
において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると
きでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各
号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるこ
とができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若し
くは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次
の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三
号に該当する場合を除く。）。

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。